

逗子市立逗子小学校 いじめ防止基本方針

2023年4月1日

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1)いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2)いじめを防止するための基本的な方向性

いじめはどの子にも起こりうると想定し、以下の三つの視点をいじめ根絶に向けた指導の基本的な方向性とする

○いじめの未然防止 ○早期発見 ○適切な対応・措置

具体的な取り組みについては、「3いじめ防止及び早期発見のための取り組み」で述べる。

2 組織の設置及び組織的な取り組み

(1)「いじめ防止対策委員会」の設置

構成メンバーを、管理職・総括教諭・学年代表・教育相談コーディネーター・教育相談担当・養護教諭とする。また必要に応じて、スクールカウンセラーや巡回指導員・スクールソーシャルワーカーなどの心理や福祉等の専門家の参加を求める。

(2)「いじめ防止対策委員会」の役割

- ・いじめ事案に対していじめ防止対策委員会が中核となり、学校全体で組織的に取り組む。
- ・いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする。
- ・重大事件が起こった場合は、いじめ防止対策委員会が中核となって調査を行う。
- ・いじめ防止に向けた年間計画の作成やPDCAサイクルでの検証を行う。

3 いじめ防止及び早期発見のための取り組み

(1)いじめの防止のために

- ・「逗子小スタンダード」を活用し、ルールや規律の守られた学校風土作りを目指す。
- ・子どもたちが主体的に参加・活躍できる授業づくりを目指す。
- ・学校教育活動全体および道徳教育全体計画に基づき、豊かな心の育成を目指す。
- ・特別活動やたてわり班活動を通じて、集団の一員としての自覚や自信を育み、お互いを認めあえる人間関係づくりを目指す。
- ・職員の言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないように指導のあり方に細心の注意を払う。
- ・人権的な感覚を身につけさせるため、日々の授業や行事、活動、朝会等で取り上げ、理解を深める。

(2)いじめの早期発見のために

- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・学年会・ブロック研・職員会議・児童理解研修会で、こまめな児童理解や情報交換を行う。全教職員で児童情報交換を実施し、いじめの早期発見を徹底する。
- ・学校生活アンケート、教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組む。
- ・インターネット上で行われるいじめに対して、警察などの関係機関と連携し、状

況を把握し、早期発見、早期対応に努める。さらに、情報モラル教育を推進し、児童の意識の向上、保護者への啓発に努める。

(3)家庭との連携

- ・学校や家庭における日頃の様子を連絡し合い、児童の小さな変化に気付いた場合早期対応できるようにする。

(4)いじめに対する措置

- ・いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応する。（早期発見、早期対応、早期解決）
- ・被害児童に対しては事情や心情を丁寧に聞き取り、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- ・加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。また再発防止に向けて適切に指導するとともに、継続的な指導及び支援を行う。
- ・いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童を守る。その際には、学校での適切な指導・支援を行い、被害児童の保護者の意向にも配慮した上で、学校警察連携制度に基づき警察に相談・通報し、連携して対応していく。

(5)いじめ防止に向けた職員の研修

教職員の人権意識を高め、深い児童理解に基づく教育活動の実現といじめを許さない児童の育成のため、次の研修を実施する。

- 教職員向け手引きを活用し、いじめ防止、対応に向けた研修
- 外部機関と連携し児童理解研修
- 人権教育に関する研修

(6)地域との連携

いじめの問題など学校が抱える課題は、地域活動やインターネット等が関わっているケースも考えられる。関係団体と情報の共有し、地域ぐるみで解決する仕組みを推進する。必要に応じて、児童生徒指導連絡協議会や学校警察連絡協議会などとも情報を共有する。

4 重大事態への対応について

(1)重大事態の報告

本校で重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

(2)重大事態の調査・報告

「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

(3)児童・保護者への報告

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。また、いじめを行なった児童にも指導するとともに、家庭と連携して、一人ひとりが抱える要因や背景を把握し、適切な支援を行う。

5 その他

必要があると認められる際は、「いじめ防止基本方針」を改訂し、あらためて公表する。

<年間計画>

月	おもな活動	おもな行事
4月	児童情報交換（職員会議等） 年間計画と重点指導内容等の確認 学年懇談会・学級懇談会 教育相談（随時）	入学式
5月	児童情報交換（職員会議等） 児童理解研修①	
6月	児童情報交換（職員会議等） 授業参観 個人面談（保護者） 学校生活アンケート①	運動会
7月	児童情報交換（職員会議等） 個人面談（保護者） いじめ・人権に関する研修	学校生活アンケート①の 分析・対応の検討・実施
8月	いじめ・人権に関する研修 7月までの振り返り	
9月	児童情報交換（職員会議等）	
10月	児童情報交換（職員会議等） 前期の振り返り	修学旅行
11月	児童情報交換（職員会議等） 学校生活アンケート② 学校生活アンケート②の 分析・対応の検討・実施	林間学校 遠足
12月	児童情報交換（職員会議等） 個人面談（保護者）	
1月	児童情報交換（職員会議等）	
2月	児童情報交換（職員会議等） 授業参観・学級懇談会	
3月	児童情報交換（職員会議等） 振り返りと見直し	卒業式